

滋賀県立精神医療センター医療観察法地域連絡会議規程

(目的)

- 第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第16条に定める指定入院医療機関として、滋賀県立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）は、医療観察法病棟（以下「第3病棟」という。）の安全かつ円滑な運営及び地元関係者等と密接な連携を図ることを目的として医療観察法地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 前項の目的を達成するため、連絡会議では定期的に関係者が参集のうえ、指定入院医療機関の運営現状及び医療観察法の施行状況等を報告し、話し合う場を設けることとする。

(規程の閲覧)

- 第2条 この規程は、各地域住民等が容易に閲覧できるように配慮する。

(委員)

- 第3条 連絡会議の委員は、下記のとおり地域住民代表者、関係自治体等職員及び精神医療センター職員により構成する。

(1) 地域自治会代表者

(2) 関係自治体等職員

- ・ 近畿厚生局
- ・ 大津保護観察所
- ・ 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
- ・ 草津保健所
- ・ 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課
- ・ 大津市保健所
- ・ 草津市健康福祉部健康増進課
- ・ 湖南広域消防局

(3) 精神医療センター職員

病院長、次長、診療局長、第3病棟管理医、看護部長、第3病棟看護師長、地域生活支援部副部長、その他院長が指名した者。

- 2 委員の任期は特に定めないが、委員名簿を別に備えることとし、人事異動等の都度委員名簿を更新する。

(開催方法等)

第4条 連絡会議は精神医療センターにおいて開催することとし、その運営は下記により行う。

- (1) 議長は病院長とし、議事進行を行う。
- (2) 副議長は次長とし、議長に事故等がある場合は副議長が代行する。
- (3) 開催回数は原則年1回とするが、各委員から開催の要請があった場合は、必要に応じ、臨時の連絡会議を開催することができる。
- (4) 議長は必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。
- (5) この会議の庶務は精神医療センター第3病棟事務職員が担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う。

(連絡会議の議題)

第5条 連絡会議の議題は、以下のとおりとする。

- (1) 医療観察法の仕組み等の説明及び情報提供に関する事
- (2) 精神医療センター全体の運営状況に関する事
- (3) 第3病棟の運営状況に関する事
- (4) 離院等緊急時の連絡体制の確保等に関する事
- (5) その他

(附則)

この規程は、平成25年11月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和8年4月1日より施行する。